

## 第7回 制度設計専門会合 事務局提出資料

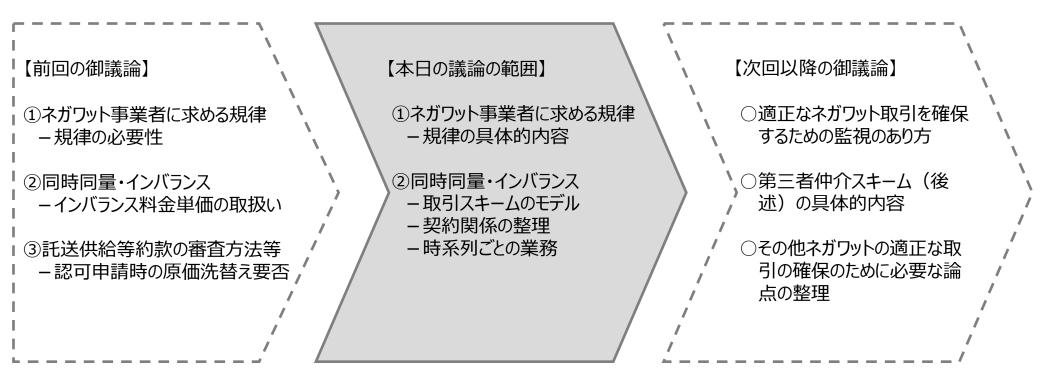
~ネガワット取引について~

平成28年5月25日(水)



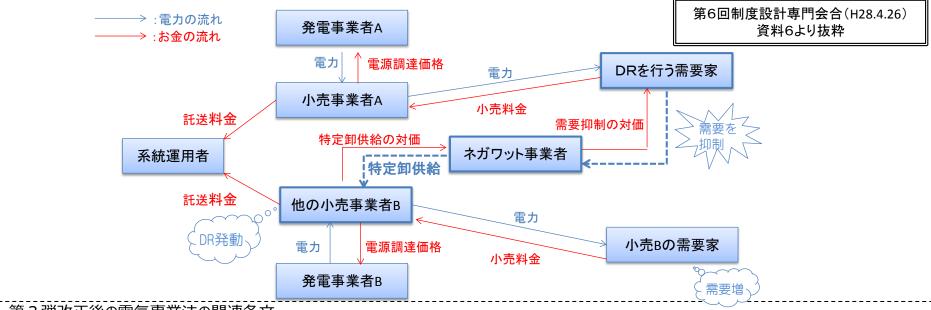
### 本日御議論いただきたい内容

◆ 本日は、ネガワット取引の業務フローとネガワット事業者に求める規律について議論する予定。



### 検討の対象

- 一般的にDR(ディマンドリスポンス)は需要家の電力消費に係る抑制(=ネガワットの供給)だけでなく、現行制度下においても実施可能な増加による需要のコントロールも含む広い概念である。
- 他方で、第3弾改正に電事法上位置付けられた「特定卸供給」は小売事業者への電気の供給であり、需要家による電力消費の引き上げが行われた場合は当該供給は成立しない。したがって、今回の検討においては需要抑制によるものをその対象とすることとする。



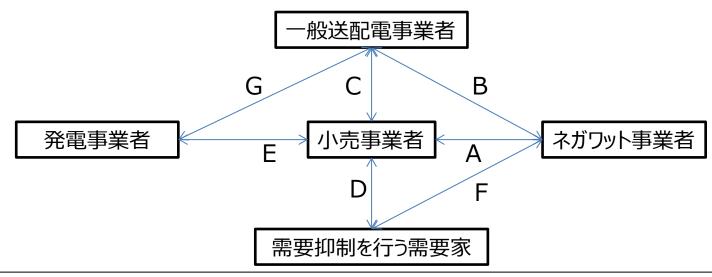
(参考) 第3弾改正後の電気事業法の関連条文 (定義)

- 第二条。この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- ー〜六 (略) 七 電力量調整供給 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から、当該イ又は口に定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、 当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
  - イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電に係る電気
- □ 特定卸供給(小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な 運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この口において同じ。)を行う事業を営む者 特 定卸供給に係る電気(イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。)
- 八~十八 (略) 2·3 (略)

# (1)ネガワット取引の業務フロー

### 過去の議論の整理と今後の方向性

- 適正な取引を確保する観点から必要最小限の制度的措置は必要であるが、ネガワット取引は、事業者間あるいは事業者と需要家の間で締結された契約に基づき行われるものであるため、スキームについては柔軟性を確保することが適当。
- したがって、まずはネガワットの適正な取引の確保の観点から、複数の取引スキームを示すことにより、ネガワット事業者が状況に応じた選択を行えることとしてはどうか。
- その上で、制度設計WGで議論を踏まえ、各取引スキームの業務フローを整理することとしたい。



#### <制度設計WGでの検討内容>

- 【P5】ネガワット事業者が需要抑制計画を作成し、小売事業者に通知(A)
- 【P6】 ネガワット事業者がベースライン(の設定方法)を設定し、一般送配電事業者に通知(B)
- 【P7】 ネガワット事業者と小売事業者との間で**インバランスの切り分け方式**を協議した上で(A)、協議結果を一般送配電事業者に通知し(BandC)、一般送配電事業者がインバランスを算定
- 【P8】小売事業者と需要家との間で**確定数量契約**を結ぶか(D)、ネガワット事業者と小売事業者との間で**売上補填契 約**を結ぶこと(A)が必要

### (参考) 需要抑制計画に関する過去の議論

第11回制度設計WG(H26.12.24) 資料8-4より抜粋

#### 2.「需要抑制BG」の組成と計画の提出

〇 ネガワット提供者はエリア毎に「需要抑制BG」を組成し、BGとしての需要抑制計画と販売計画を広域機関に 提出。

需要抑制計画の内容: BGとして需要抑制を行う予定の量(kWh)を記載。

販売計画の内容: ①販売先の小売事業者の名称、②そのエリア、③販売量(kWh)を記載。

- 異なる小売事業者の需要家を同一BGに含むことも可能とする。ただし、需要抑制計画はDRを行う需要家が 供給を受けている小売事業者ごとに作成することが必要。
- 需要抑制BGは、需要抑制を行う需要家に供給している小売事業者Aに対して需要抑制計画値の通知を行う。 これにより、小売事業者AはDRが原因で実需要が低下していることを把握できる。

		小豆	
発電計画	100	<del>                                    </del>	調達計
販売計画	小売Aに100	対	需要計

小売電気事業者A(エリアα)				
調達計画	発電BG1から100			
需要計画	100			

小売事業者Aは全需要家を対象とした 通常の需要計画を立てるのみ

需要抑制BGは需要抑制を行なう需要 家の分の需要抑制計画を立てる

需要抑制BG(エリアα)			
需要抑制	20 <sup></sup> (小売Aから供給 いる需要家の分		
販売計画	エリアβの小売事業者Bに 20		<

通 知

> 対 応

小売電気事業者B(エリアβ)

発電BG2から100、
需要抑制BGから20

需要計画 120

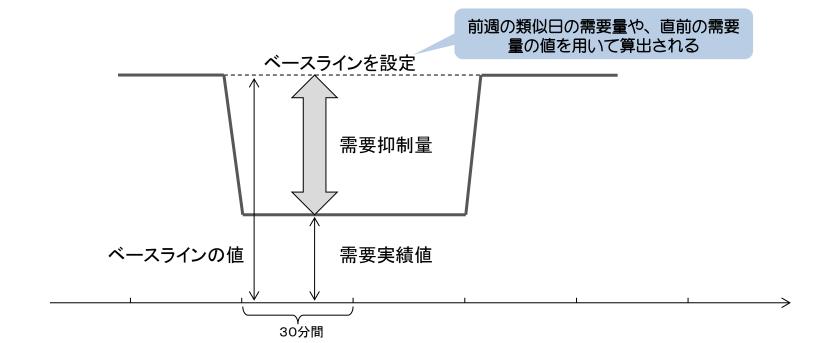
### (参考) ベースラインに関する過去の議論

第11回制度設計WG(H26.12.24) 資料8-4より抜粋

#### 3. 需要抑制の発動と実績値の把握

- 〇 需要抑制BGは送配電事業者との間で締結するインバランス補給のための契約において、需要抑制の実績値の算定方法(ベースラインの設定方法と需要の計量方法)を定める。
  - ※第9回WGで報告したベースライン設定に関するガイドラインを活用することを想定。
- O DRアグリゲーターが需要抑制計画に基づき需要家に指示し、需要家が需要抑制を実施。
- 〇送配電事業者は、需要抑制BGとの契約であらかじめ定めた方法に基づくベースラインと、計量した需要実績値を用い、下記算式で需要抑制量を算定(この作業が発電における計量に相当)。併せてこの値を需要抑制BGに通知。

(算式) 需要抑制量=ベースライン-需要実績値



### (参考) インバランスの切り分けに関する過去の議論

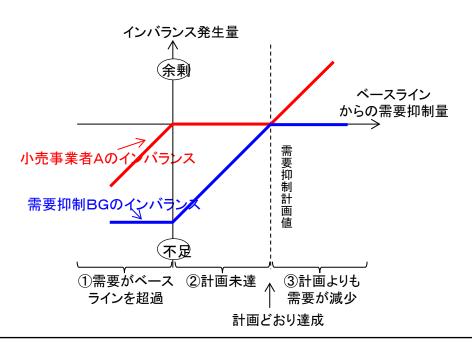
第11回制度設計WG(H26.12.24) 資料8-4より抜粋

#### 4. 小売事業者と需要抑制 B G との間のインバランスの切り分け方法

○ 通常のインバランスとは異なる扱いをするため、送配電事業者がインバランス量の算定を行う際、 下記のいずれかの方式でインバランスの「切り分け」を実施。

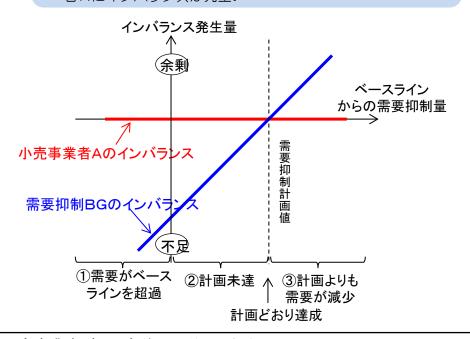
【方式1】DR未達時の不足インバランスは「0~需要抑制計画値」の範囲内でのみ需要抑制BGに発生。

▶ 計画以上に需要が減少した際の余剰インバランスや、需要増 により生じた不足インバランスは、小売事業者Aに発生。



【方式2】 D R を実施する需要家に係るインバランスはすべて需要抑制 B Gに発生すると考える。

- ▶ DRを実施する需要家については、当該コマにおいては小売 事業者Aが同時同量の責任を全く負わないと考える。
- ⇒ 当該コマ以外(需要抑制を行わない時間帯)では、小売事業者Aにインバランスが発生。



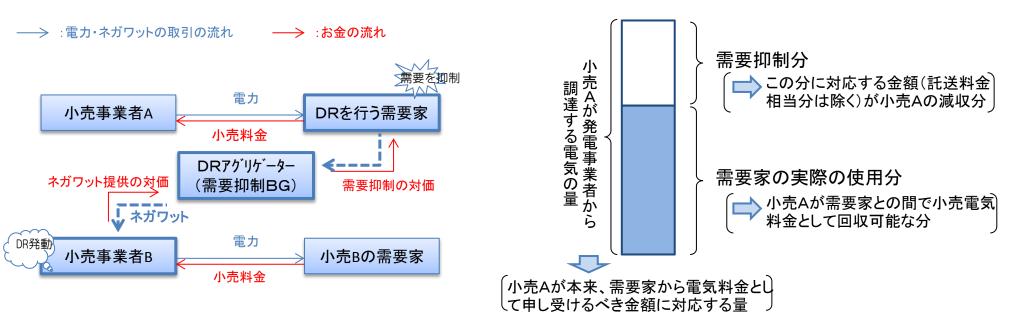
- <前提1> 需要抑制BGは、需要抑制計画の値を各需要家が供給を受けている小売事業者ごとに事前に配分しておく。
- <前提2> 送配電事業者が認めたベースラインのみを用いることができることにする(需要計画を立てる小売事業者も納得しやすい仕組み)
- <前提3> インバランスの切り分け方法は32ページの補填金と密接に関連するため、送配電事業者は、インバランス供給に係る契約を需要抑制BGと締結するに際し、補填金の契約の内容を確認することとする(詳細については今後検討)。

### (参考) 売上補填に関する過去の議論

第11回制度設計WG(H26.12.24) 資料8-4より抜粋

#### 7. 確定数量契約とすることや費用補填を行うことの必要性

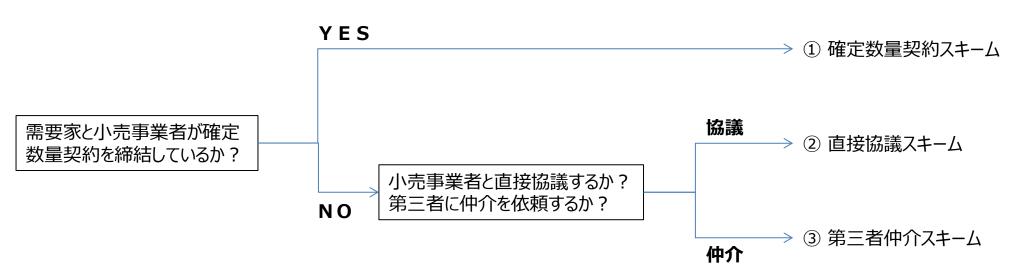
- 〇小売事業者Aは、発電事業者との間では当初の発電計画どおりの調達を行う。そのため、需要抑制分に相当する電気の発電に要する費用は、小売事業者Aが発電事業者に支払うこととなる。
- 〇この費用は需要抑制により収益を得る需要抑制BG(又は需要家)が負担することが適当であるため、30ページの二つの方式に応じ、以下の①又は②のような方策が必要。
  - ①需要家と小売事業者Aの間で、事前に決めた量のとおりに小売供給する契約(確定数量契約)が結ばれており、需要抑制により実需要量が計画より少なかったとしても、事前に決めた量に見合った料金が支払われることとなっていること。
  - ②需要抑制時には、小売事業者Aの減収分(従量料金部分。ただし託送料金相当分は除く。)が、需要抑制BGから第三者(送配電事業者又は需要家)を介するなどの方法で小売事業者Aに補填される契約が結ばれていること(確定数量契約と類似の効果が生じる)。 ※30ページの「方式1」の場合は、需要抑制の計画量に対応する金額が補填の上限となる。



### 3つの取引スキーム

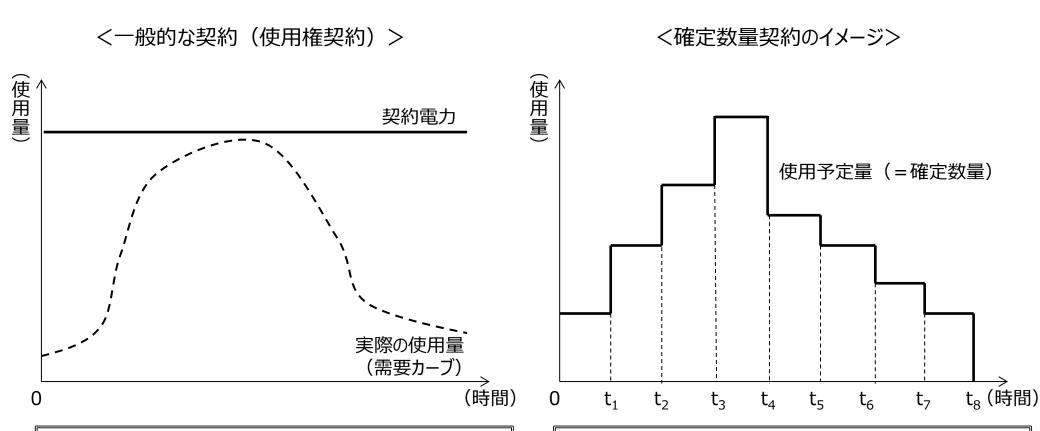
- 制度設計WGの検討(P8)を踏まえれば、ネガワット契約が小売事業者の売上減に繋がらないように、 需要家と小売事業者との間で確定数量契約を結ぶパターン(①)と、ネガワット事業者が小売事業者に 対して売上補填を行うパターンが考えられる。
- 後者は、ネガワット事業者、小売事業者及び需要家がネガワットについて事前に協議するパターン(②)と、 第三者がネガワット事業者と小売事業者の間の仲介を行うパターン(③)の2つに分かれる。③の必要 性については後述する(P21)。
- 以上の①~③を取引スキームとして整理することとする(詳細は次頁以降)。

### 【状況に応じたネガワット事業者の選択行動】



### ① 確定数量契約スキームの概要

● 小売事業者と需要家との間で、事前に決めた量(確定数量)の通りに小売供給する契約が結ば れており、需要実績が確定数量を下回った場合でも確定数量に見合った料金が需要家から支払わ れることとなっている場合に、選択可能な取引スキームである。



需要家の需要カーブを踏まえて、契約電力(使用す る電力の上限)を設定。需要家は契約電力の範囲 内で電気を使用し、その分に応じた小売料金を支払う。 事前に決めた(時間帯別の)使用予定量のとおりに 需要家は電力を使用。需要家は、使用予定量の範 囲で使用した場合、当該使用予定量に応じた小売料 金を支払う。

### 確定数量契約スキームについて

確定数量契約スキームにおいては、後述のように小売事業者とネガワット事業者との間の契約締結は想定されな いが、当該小売事業者と需要抑制を行う需要家の間には小売供給契約が存在する。

#### 【論点1】

当該需要家が需要抑制を行うに当たり、当該小売事業者から不当な取扱いを受けるようなことがないよう小売 事業者に求めるべき規律についてガイドラインで規定することとしてはどうか。

#### 【ガイドラインで規定する内容(イメージ)】

○需要家が需要抑制を行うに当たり小売事業者に求めるべき規律

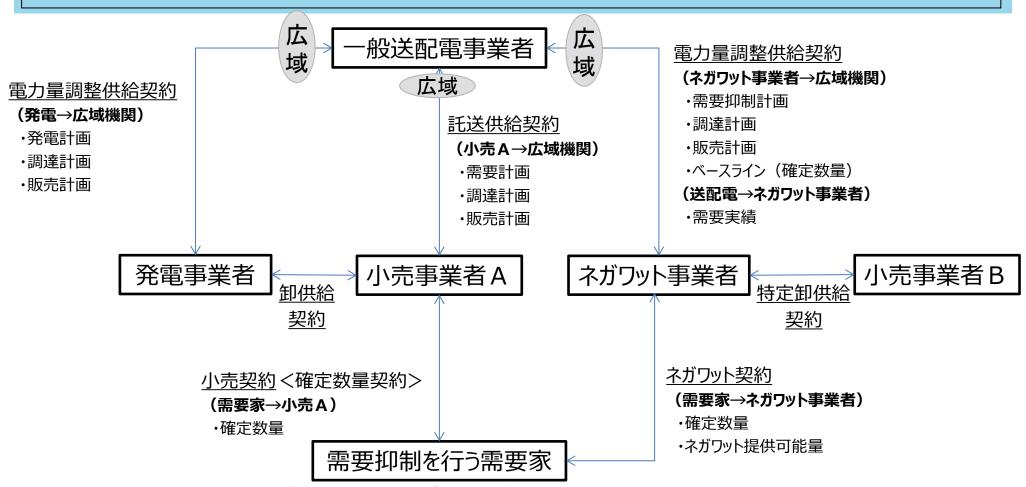
例えば、小売事業者が需要抑制を行う需要家に対し、需要抑制を行うことを踏まえ、小売供給 契約の内容を不当に不利なものに変更するなど、ネガワットの普及や電気事業の健全な発展の妨 げ、需要家の不利益になるようなことは不適切な行為とする。

### 契約関係

確定数量契約に基づき、小売事業者Aに対しては需要家から事前に決めた量に見合った料金が支払われるた め、ネガワット事業者から小売事業者Aに対する売上補填は不要。

#### 【論点2】

小売事業者Aは、需要家による需要抑制実施の有無にかかわらず、事前に決めた量を需要家に小売供給する 契約であることから、ネガワット事業者から小売事業者Aに対し需要抑制計画は通知しないこととしてはどうか。



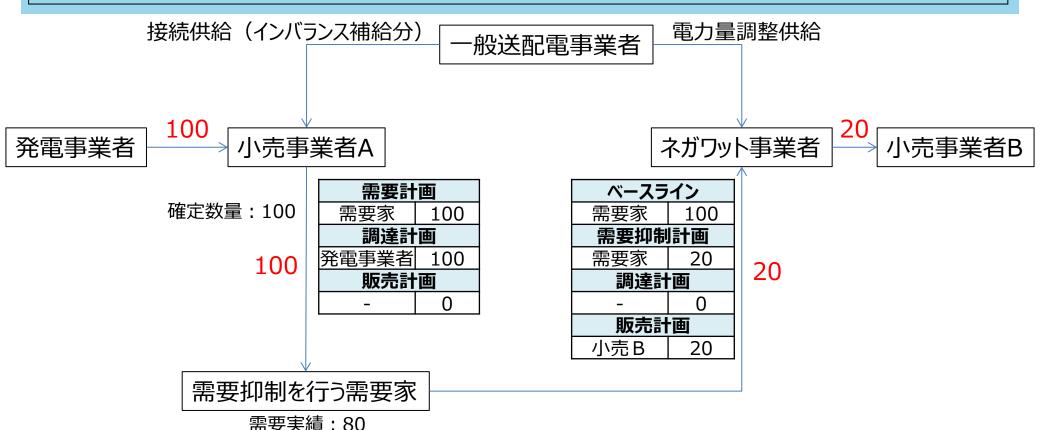
※インバランス精算のため、ネガワット事業者が広域機関に提出するデータは、同じ小売事業者と小売契約を結んでいる需要家単位でまとめた値とする。 ※上図ではネガワット事業者を介してネガワットが調達されているが、小売事業者 B が需要抑制を行う需要家から直接調達することも考えられる。

### 取引の流れ〈需要家の需要抑制が指令通り20の場合〉

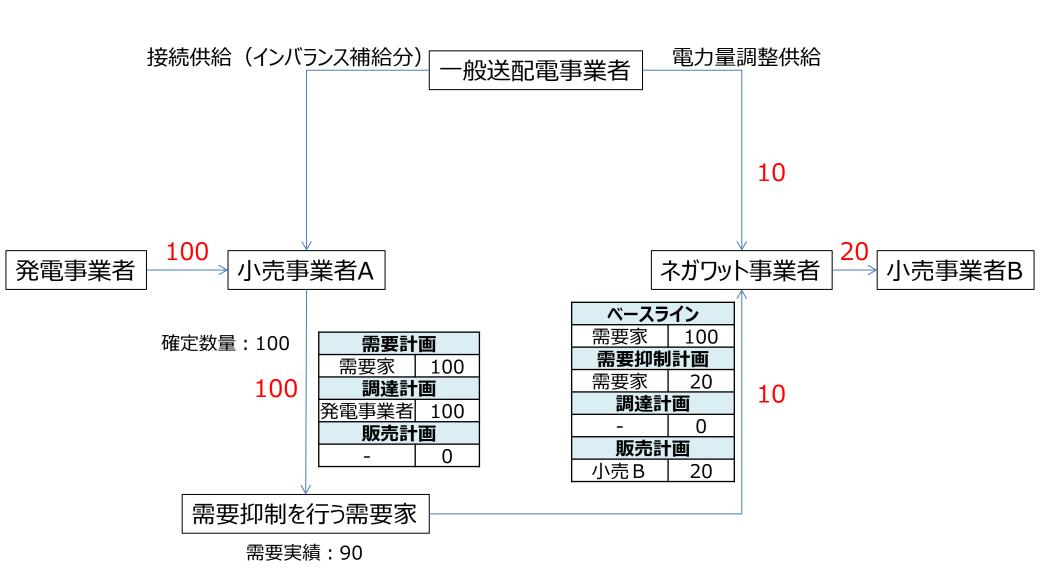
● ネガワット事業者は、確定数量をベースラインとして採用し、小売事業者Aも同じ値を内数とした需要計画を提 出することとする。

#### 【論点3】

確定数量契約を結んだ場合は、事前に決めた量の通りに小売供給を行えば、小売事業者は自身にインバランス が発生しないと想定していることから、ネガワット事業者と小売事業者との間のインバランスの切り分けは、P7の 方式2(インバランスはネガワット事業者に全て負担させる考え方)のみとしてはどうか。



ネガワット事業者のインバランス:需要抑制実績-需要抑制計画= (100-80)-20=0



ネガワット事業者のインバランス:需要抑制実績-需要抑制計画= (100-90)-20=-10

# 時系列毎の業務フロー

	(契約時)	長期(10年~年間	) 中期(年~週間)	前日午前12時まで	GC(1時間前)まで	実需給後
一般 送配電 事業者						a.インバランス精算を 実施 b.需要実績をネガ ワット事業者に通 知→c.へ
小売 事業者 A 提出する計画】 ・需要計画 ・調達計画 ・販売計画		○供給計画を提出	○年間・月間・週間 計画を提出	1.翌日計画を提出	A.当日計画を提出	
ネガワット 事業者 提出する計画】 ・需要抑制計画 ・調達計画 ・販売計画			○年間・月間・週間 計画を提出	2.翌日計画を提出 3.ベースライン(確定数 量)を広域に提出	B.当日計画を提出 →a.へ C.ベースライン(確定数 量)を広域に提出 →a.へ	c.需要家への報酬 額の算定
需要抑制を 行う需要家				4.確定数量を小売事業者 及びネガワット事業者に 通知→1.と3.へ 5.ネガワット提供可能量を ネガワット事業者に通知 (ネガワット契約次第) →2.へ	D.確定数量の変更を小売 事業者及びネガワット事 業者に通知→A.とC.へ E.ネガワット提供可能量の 変更をネガワット事業者 に通知→B.へ ※計画の	)提出先は広域機関

### ②直接協議スキームについて

● ネガワット事業者、小売事業者及び需要家の3者が、ネガワット取引に関する諸条件について協議し、事前に合意が図られる場合に、選択可能な取引スキームである。

#### 【論点4】

● 3者が互いの存在を認識した上で協議を行うため、当該協議が適正かつ公平なものとなるよう、①ネガワット事業者と小売事業者との間、②小売事業者と需要家との間、それぞれにおいて小売事業者に求めるべき規律についてガイドラインで規定することとしてはどうか。

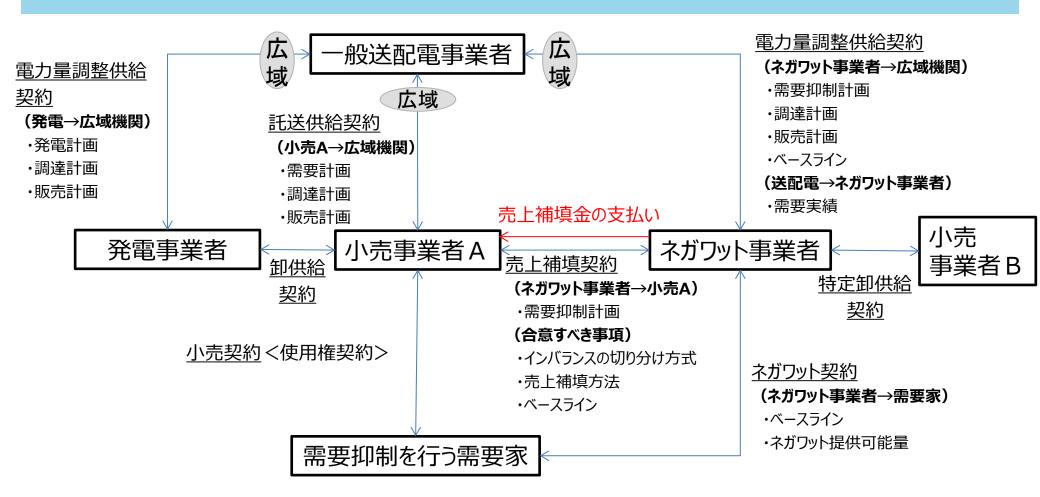
#### 【ガイドラインで規定する内容(イメージ)】

- ①ネガワット事業者と協議をするに当たり小売事業者に求めるべき規律
  - 例えば、小売事業者がネガワット事業者に対し、
  - ・正当な理由なくネガワット取引に係る契約締結のための協議に応じない、
  - ・小売事業者が、売上補塡金について不当な水準を設定する、
  - など、ネガワットの普及や電気事業の健全な発展の妨げになるようなことは不適切な行為とする。
- ②需要家との関係において小売事業者に求めるべき規律

例えば、小売事業者が需要抑制を行う需要家に対し、需要抑制を行うことを踏まえ、小売供給 契約の内容を不当に不利なものに変更するなど、ネガワットの普及や電気事業の健全な発展の妨 げ、需要家の不利益になるようなことは不適切な行為とする。

### 契約関係

- 売上補填については、ネガワット事業者から小売事業者Aに対して直接行うこととする。
- 事業者間で事前の協議が行われるため、ネガワット事業者から小売事業者Aに対し需要抑制計画は通知し、 小売事業者Aはその内容を需要計画に反映させた上で、広域機関に提出する。



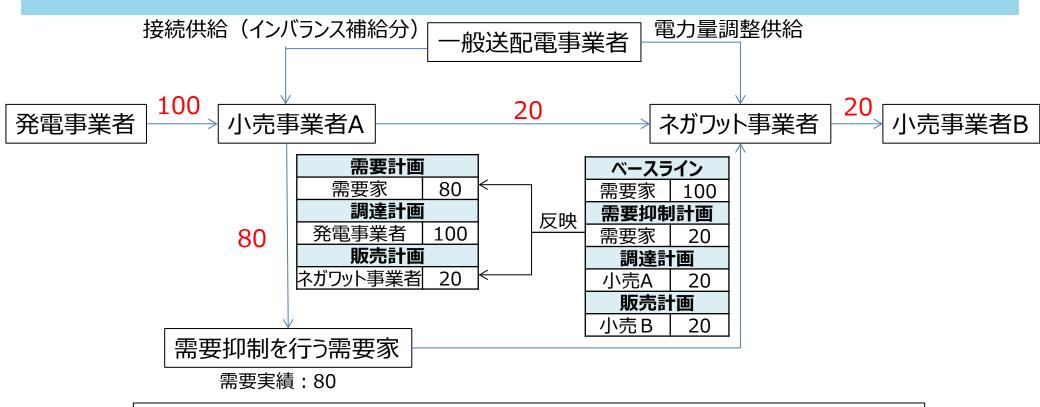
- ※インバランス精算のため、ネガワット事業者が広域機関に提出するデータは、同じ小売事業者と契約を結んでいる需要家単位でまとめた値とする(同じ小売事業 者との間で需要家によって異なるインバランスの切り分け方式を選択する場合等は、更なる細分化が必要)。
- ※上図ではネガワット事業者を介してネガワットが調達されているが、小売事業者 B が需要抑制を行う需要家から直接調達することも考えられる。

### 取引の流れ <需要家の需要抑制が指令通り20の場合>

● ネガワット事業者は、小売事業者Aとの協議を経てベースラインを設定。結果として、ネガワット事業者が設定するベースラインは、需要抑制を行う需要家について小売事業者Aが想定していた需要量(需要抑制計画の内容を反映させる前の需要計画の内数)と一致する。

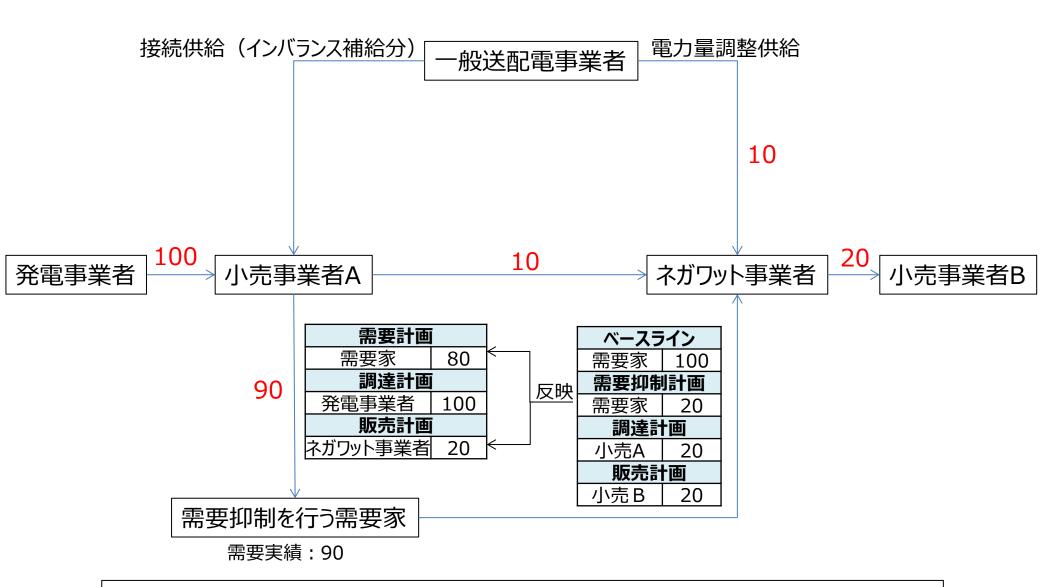
#### 【論点5】

- ネガワット事業者と小売事業者 A との間のインバランスの切り分けは、P 7 の方式 1 と方式 2 両方を選択可能としてはどうか。(方式 1 が選択された場合は、小売事業者 A にもインバランスが発生する可能性がある。)
- ※方式1は、需要抑制未達時の不足インバランスは0~需要抑制計画値の範囲内でのみネガワット事業者に負担させ、計画以上に需要が減少した際の余剰インバランスや、需要増により生じた不足インバランスは小売事業者に負担させる考え方。方式2は、インバランスをネガワット事業者に全て負担させる考え方である。



インバランス: 需要抑制実績-需要抑制計画= (100-80)-20=0

### (参考)取引の流れ <需要家の需要抑制が10となった場合>



インバランス:需要抑制実績-需要抑制計画=(100-90)-20=-10

りパグラウスがカノロ						
	(契約時)	長期(10年~年間)	中期 (年~週間)	前日午前12時まで	GC(1時間前)まで	実需給後
一般 送配電 事業者						a.インバランス精算を 実施 b.需要実績をネガ ワット事業者に通 知→d.ヘ
小売 事業者 A 計画】 ・需要計画 ・調達計画 ・販売計画	国】	○供給計画を提出	○年間・月間・週間 計画を提出	1.翌日計画を提出	A.当日計画を提出	c.売上補填額の算 定
ネガワット 事業者 計画を計画】 需要抑制計画 調達計画 販売計画			○年間・月間・週間 計画を提出	<ul><li>2.翌日計画を提出</li><li>3.需要抑制計画を小売事業者に通知→1.へ</li><li>4.ベースラインを広域に提出</li></ul>	B.当日計画を提出 →a.へ C.需要抑制計画の変更を 小売に通知→A.へ D.ベースラインを広域・小 売・需要家に通知 →a.とc.へ	d.需要家への報酬 額の算定
需要抑制を すう需要家				5.ネガワット提供可能量を ネガワット事業者に通知 (ネガワット契約次第) →2.ヘ	E.ネガワット提供可能量の 変更をネガワット事業者 に通知→B.へ	

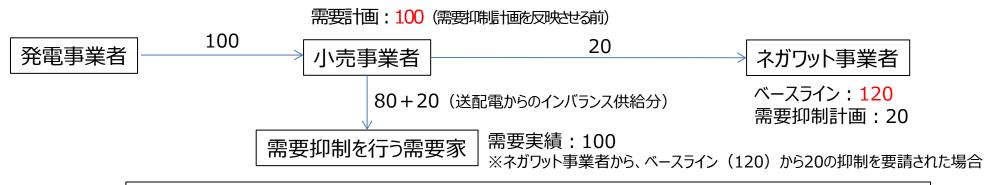
※計画の提出先は広域機関

### ③第三者仲介スキームの必要性

- ①確定数量契約スキームは、確定数量契約が普及していないという課題を、②直接協議スキームは、売上減に繋 がることを懸念する小売事業者がネガワット事業者との協議を避ける可能性があるという課題を抱えている。
- そのため、ネガワット事業者と小売事業者との間の協議事項を事前にルール化するとともに、制度設計WGにおいて、 需要抑制実施に伴う小売事業者の減収分をネガワット事業者から第三者を介するなどして当該小売事業者に補 塡することの必要性について議論されたこと(p8)を踏まえ、需要抑制を行う需要家やその需要抑制量に関する 情報などの受け渡しは第三者(一般送配電事業者を想定)が仲介することにより、両者の直接的なやりとりを不要 とする取引スキームも検討することが必要。

#### 【論点6】

- 他方、小売事業者が需要抑制の実施状況やベースライン等を適時に知らされない場合、以下のような事態が生じる 可能性があるため、それに留意したスキームの設計が必要ではないか。
  - A. 自社需要家の需要実績が減少していることを受けて、(その原因が当該需要家が結んだネガワット契約であることを知らずに)小 売事業者が調達する供給力を減らすこと。
  - B. 需要抑制を行う需要家について小売事業者が想定していた需要量と、当該需要家についてネガワット事業者が設定したベースラ インが一致しない場合、小売事業者側にインバランスが発生すること。(下図参照)



#### <インバランスの計算>

- ○ネガワット事業者:需要抑制実績-需要抑制計画=(120-100)-20=0 →インバランス無し
- ○小売事業者:需要実績-需要計画=100-80=20 →インバランス有り

### (参考) 3 つのスキームの比較

3つのスキームには、メリット・デメリット両方がある。

### メリット

### デメリット

### 確定数量契約 スキーム

- ○契約関係がシンプル(売上補填が 不要)
- ○ネガワット事業者の匿名性の確保が 容易であるため、ネガワット事業者が 事業を進めやすい
- ○確定数量契約が現在普及していない
- ○需要家が、時間帯毎の確定数量を小 売事業者に通知することが必要

### 直接協議 スキーム

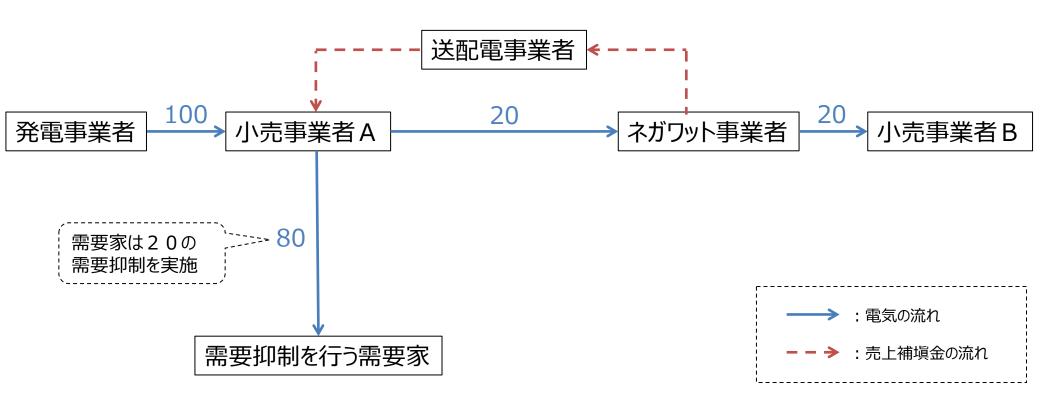
- ○三者が事前に協議するため、需要抑 制前後の事業者間のやりとりがス ムーズ
- ○送配電事業者及び広域機関のシス テムへの影響が小さい
- ○小売事業者がネガワット事業者との協 議に応じない場合、実施が困難

### 第三者仲介 スキーム

- ○ネガワット事業者の匿名性の確保が 容易であるため、ネガワット事業者が 事業を進めやすい
- ○海外(次頁のフランス)における制 度の先行事例がある

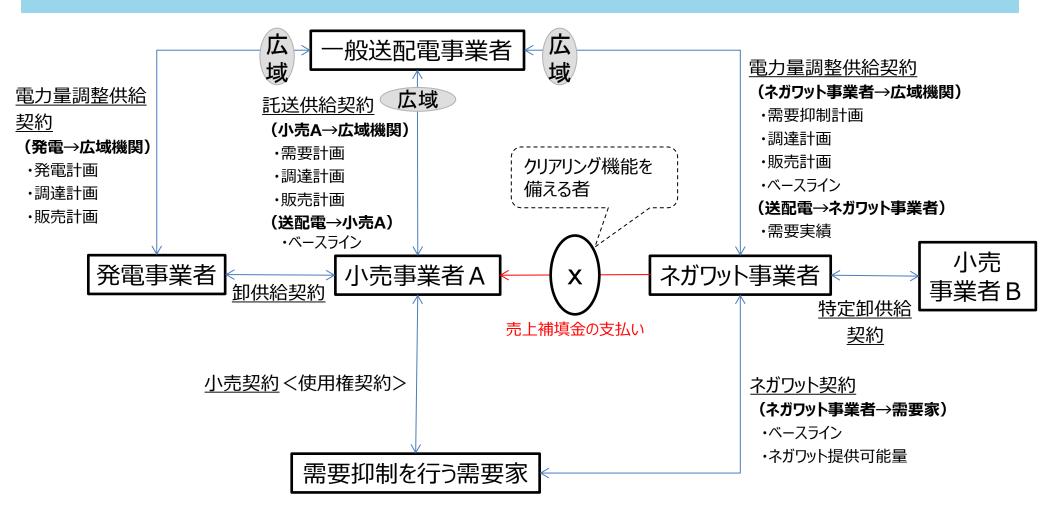
- ○仲介を行う主体が必要
- ○小売事業者とネガワット事業者が直接 やりとりしない中でスキーム全体を成立 させるため、事前のルール設定やシステ ム対応が必要となる

- フランスでは、小売事業者が、ネガワット事業者を通じ、他の小売事業者の需要家の需要抑制により生み出さ れたネガワット取引を実施。
- 需要家による需要抑制分に相当する売上げの補塡については、送配電事業者(RTE)が仲介する形で行 われている。
- なお、過去の市場価格の平均値に基づいて定められた単価により、ネガワット事業者からの売上補塡が行われ ている。



(出典) 第1回ネガワットWG (H28.4.21) 資料3-3を事務局にて加丁・簡略化。

- 前述のとおり、第三者仲介スキームについて、例えばそれを一般送配電事業者が仲介するものとした場合、以下 のようなスキームが考えられる。
- この場合、次頁のような論点もあるところ、今後契約関係や取引の流れなどについて、検討を進める必要がある。



- ※インバランス精算のため、ネガワット事業者が広域機関に提出するデータは、同じ小売事業者と契約を結んでいる需要家毎にまとめた形とする。
- ※ 上図ではネガワット事業者を介してネガワットが調達されているが、小売事業者 B が需要抑制を行う需要家から直接調達することも考えられる。

### 第三者仲介スキームに係る今後の論点

◆ 本スキームは、ネガワット事業者と小売事業者Aとの間を第三者(一般送配電事業者)が仲介すること等によ り、両者の直接的なやりとりを不要とする取引スキームであり、今後、以下のような論点について検討を進めること としてはどうか。

#### 【今後の論点】

- ①売上補塡金について
  - 支払いの方法はどうするか(例えば、ネガワット事業者が、クリアリング機能を備えた当事者以外の者(前頁図 中のX)を介して小売事業者に対して支払うなど)
  - 支払いを仲介する者は誰か(クリアリング機能を備えた者とする必要があるのではないか。)
  - 水準をどうするか (例えば、需要家との小売供給契約上の従量単価、卸電力取引所における取引価格など)

#### ②インバランスについて

- 小売事業者 A とネガワット事業者のインバランスの切り分けをどうするか(事前の協議なしにインバランス料金が 発生することは小売事業者 A が受入れ難いと考えられることから、p 7 の方式 2 のみとするか。)
- 小売事業者 A が設定する需要計画と需要家のベースラインの差分によるインバランスはネガワット事業者が負担 することとするか

など

### その他の論点

● その他3つのスキームに共通な論点として、以下の点について今後整理が必要。

#### 【今後の論点】

- ①需要抑制を行う需要家が部分供給を受けている場合の需要抑制の対象となる電力(量)の考え方 - 原則、当事者間の協議や契約で整理すべきこととするのが適当か。ただし、第三者仲介スキームの場合、情報 のやり取りを仲介する一般送配電事業者に当該協議や当該契約に係る情報が共有される必要がある。
- ②小売事業者 Aと需要抑制を行う需要家との間で需給調整やディマンドリスポンスなどに関する既存の契約が締結 されている場合の需要抑制の指令の優劣の考え方
  - 当該既存の契約に基づくものとネガワット契約に基づくものとどちらが優先されるのか。
- ③今後電力市場において、ネガワットの適正な取引を確保するために必要な監視のあり方
  - 例えば、情報のやり取りを仲介する一般送配電事業者に対し、国が、必要に応じ、ネガワット取引に係る業務の 状況に関する報告徴収をするなど、国が必要な情報を確認できるようにする必要があるのではないか。

はど

# (2) ネガワット事業者に求める規律

### ネガワット事業者に求める規律

#### 【論点7】

- 第3弾の電事法改正により、ネガワットの供給は「特定卸供給」と位置付けられることとなるが、その具体的な内容については省令に委任されているところ、前回の本専門会合での各委員からの御指摘なども踏まえ、以下のように整理することとしてはどうか。
- また、電力の適正な取引の確保の観点を踏まえ、ネガワット事業者がこうした要件を備えていることを一般送配電事業者が確認できるよう、託送供給等約款にその旨位置付けることも一案か。

【「特定卸供給」を行うネガワット事業者に求められる要件(省令等で規定する要件)】

要件①:需要家に対して需要抑制の指令を適時適切に出せること。

要件②:電力の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。

要件③:需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

要件④:需要抑制の対象となる需要家に通常電力を供給する小売電気事業者がネガワットの供給により不利益を被ることがないよう、当該需要抑制分に相当する売上げを補塡するなど、小売電

気事業者に対し必要な措置を講ずることができること。

(参考) 第3弾改正後の電気事業法の該当条文 (定義)

第二条。この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一~六 (略)

七 電力量調整供給 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から、当該イ又は口に定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、 当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。

イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電に係る電気

□ 特定卸供給(小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な 運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この口において同じ。)を行う事業を営む者 特 定卸供給に係る電気(イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。)

八~十八 2・3 (略)

### ネガワット事業者に求める規律

第6回制度設計専門会合における各委員・オブザーバーからの御指摘(関連部分抜粋)

#### ■林委員

ネガワットというのは、需要家のほうを節電云々とかやったりする中で、今後、この要件の中に多分入ってくると思うのですが、本当に節電できてネガワット量を確保できるかという、そのシステム要件的なものとか、今回の話ですと、4ページでは、ひし形の1つ目の「②需要家に対して需要抑制の指令を出せる環境にあること、などを……」の「など」の中に多分含まれるとは思うのですが、指令を出せる環境もあるし、さらには需要を抑制できる能力のシステムテストなど、実際に本当にネガワット分を確保できるかというところなどもしっかり入れていくということで、それはひいては、特定卸供給事業者が安定供給などに資する立ち位置としても、双方にとってウィン・ウィンになると思いますので、そこはきっちりやっていただければと思います。

#### ■谷口オブザーバー

ネガワット事業者に対して求められる規律について、ハードルを低くしてネガワット取引を活性化させるという観点は異論ございませんけれども、**ネガワット事業者は、需要家の使用量とか、需要家側の情報を取り扱うことになりますので**、この「計画等について、確認できるようにするなど、一定の規律が必要ではないか」に包含されるかもしれませんが、**そういった需要家の情報を持つことに対する規律というところも、ガイドライン等の検討をしていただければ**と思います。

#### ■ 児玉オブザーバー

間接的ではありますが、消費者の方が参加してくるというビジネスモデルになれば、選択肢の提供と事業機会の拡大という意味では、 資格等々にあまりハードルを上げることは好ましくないとは思いつつも、やはり様々な発電デバイスにアクセスしていくとなると、先ほど谷口さんも申していましたが、倫理性といいますか、そういった部分で、ある種一定の制限がないと、その人の家の中を見にいく行為になりますので、このあたりは、ガイドラインがいいのか、何がいいのかは今後の議論だと思いますけれが、とかく技術的な論点になりがちですので、そこに偏らずに、検討していただきたいと思います。

### (参考) ネガワット事業者に求める規律に関する過去の議論

第9回制度設計WG(H26.10.30) 資料5-5より抜粋

### 発電事業者と同等の規制をネガワット提供者に課すかどうか

- ネガワット取引を積極的に活用した需要抑制を進めるためには、ネガワット提供者(DRアグリゲーターや需要家)が適正に取引ができるルール整備が必要であり、ネガワット提供者についても発電事業者と同等の規制を課すという考え方もあり得る。
- しかしながら、ネガワット提供者が提供しているネガワットの量が現時点ではそれほど多くなく、また、こうした規制がネガワットを提供しようとする者にとって参入障壁となる可能性もある。こうした点を考慮し、託送契約等において適切な取引条件を定めることとし、ネガワット提供者に対する事業者としての規制については、今後規律の必要性が生じた場合に検討を行うこととしてはどうか。

#### DRアグリゲーターが提供するネガワットに関する現状

- ①現時点ではDRアグリゲーターが提供しているネガワットの規模がそれほど多く無い。
- ②ある需要家が長期にわたって一定の量を供給できるとは限らず、長期的な見通しが立てにくい可能性。
- ③緊急時の需要抑制については、電気事業法に基づき経済産業大臣が「電気の使用制限」を発動可能。

#### (参考)発電事業者に求められること

- ①経済産業大臣の供給命令に従う義務
- ②供給計画の提出義務(発電設備の設置・運用に関する計画を作成し、経済産業大臣に届け出る義務)
- ③一般送配電事業者との間で、電気の供給契約を結んでいる場合の供給義務
- ④広域的運営推進機関への加入義務
- ⑤会計整理義務
- ⑥償却命令の対象
- ⑦国への諸届出(事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の承継・休廃止・解散時の届出)
- ◎経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象
  - ※なお、発電事業の要件には該当しないものの、発電を行い系統を利用する事業者については上記の規制は課されないが、同時同量等のルールに従う必要がある。